



Title	教育福祉論からみる児童養護施設で暮らす子どもたちの教育課題
Author(s)	宇田, 智佳
Citation	教育文化学年報. 2020, 15, p. 54-62
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/75912">https://doi.org/10.18910/75912</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 教育福祉論からみる児童養護施設で暮らす子どもたちの教育課題

宇田 智佳

### 1. はじめに

教育福祉論は、「今日の社会福祉とりわけ児童福祉サービスのなかに、実態的にはきわめて曖昧なままに放置され、結果的には軽視され剥奪されている子ども・青年さらに成人の学習・教育保障の体系化をめざす概念」（小川・高橋 2001, p.2）を指す。教育福祉論は、福祉の名の下に子どもの学習・教育の権利が軽視され、教育の名の下に子どもの福祉が忘れられていることを問題視し、それらを「教育と福祉の谷間」の問題として捉え、特に高度経済成長以降にその考え方が注目されてきた（市川 1975;小川・高橋 2001）。ここでいう教育とは、「人間形成をあるべき方向に向かって目的意識的に組織する営みのことであり、福祉とは、健康で文化的な生活を営むための社会的な条件・基盤およびそれをつくる営み」（小川・高橋 2001, p.19）のことである。具体的な問題の対象としては、保育一元化問題や障害者・夜間中学・被差別部落問題、養護や教護<sup>(1)</sup>の問題がある。

本稿では、そのうち『福祉』の限定された対象とされている人々（同上, p.17）の例として児童養護施設で暮らす子ども（以下、施設入所児）たちを取り上げ、教育福祉論の視点から、施設入所児たちの教育をめぐる課題を明らかにしていきたい。

児童養護施設は、社会的養護を担う施設の一つである。社会的養護とは、「保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う」ことである（厚生労働省 2018）。児童養護施設は、「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第 41 条）であり、概ね 2～18 歳の児童の養育を行なっている。

「教育福祉」の意義を整理した市川（1975）によると、「教育福祉」は「広義的教育サービスに含まれる社会福祉的サービス」、「教育がもたらす経済福祉的帰結」、「教育およびその結果が有する相対的福祉機能」という 3 つの意味を内包しているという。このうち、3 つ目の「教育内部の福祉機能」と並んで市川（1975, p.22）は、「こんにち、生活の最低限保障には、かならず教育の最低限の保障がともなっている」とし、「福祉内部の教育機能」に注目することもまた重要であると指摘している。市川の議論を整理した倉石（2018）は、この

福祉内部の教育機能について、今日的視点からみても重要であるとして、児童養護施設を例として挙げている。ここに、児童養護施設における教育を議論する意義を再確認できる。

以上から、本稿では、施設入所児たちの教育権の保障をめぐる課題を、教育福祉論の視点から明らかにしていくこととする。

2節では、戦後から子どもの貧困が注目され始める2010年代までの児童養護施設の歴史を教育福祉論の視点から整理していく。続く3節では、2010年代以降の施設入所児たちの教育課題を明らかにしていく。最後の4節では、社会福祉学と教育社会学それぞれでどのような点が重視されてきたかを整理し、児童養護施設を対象とした教育社会学的研究の意義について述べたい。

## 2. 教育福祉論からみる児童養護施設の歴史

小川（2001）は、教育と福祉をめぐる問題を古くて新しい歴史的課題であるとし、戦後まで遡るとしている。本稿の対象である児童養護施設に焦点を当て、教育福祉論の立場から、戦後から現在までどのように児童養護施設の子どもたちをめぐる教育と福祉の課題が捉えられてきたのかを整理していきたい。

敗戦後、児童養護施設<sup>(2)</sup>には、戦災による「浮浪児や家出児童、捨児」（土屋 2014, p.13）たちが生活をしていた。つまり、この時期に孤児院で生活する子どもたちは「主に戦災、食糧難を含む生活難などの社会構造や社会変動自体」（土屋 2016, p.21）によって孤児となっており、「貧困や問題行動などの特殊な条件下にある児童の『保護』という観点」（園井 2013, p.14）から捉えられていた。

その後、1960年代半ばになると、高度経済成長に伴って比較的安定した生活を送ることができる家庭が増加し、孤児が減少したことから児童養護施設の数の縮小を主張する「施設縮小論」が唱えられるようになる。ところが、実際には主に都市部では「核家族化の進行や共働き世帯の増加などに伴う、地域・家庭における人間関係の希薄化」（堀場 2013, p.48）を背景とし、幼児の入所が増加していた。農村部では「出稼ぎ、集団就職による労働力の大量移動とその下での過酷な労働や生活苦により、父母の『行方不明』『長期入院』（同上, p.273）による入所が増加していた。さらに、同時期にマスメディアが幼児遺棄を頻繁に取り上げ、幼児遺棄が社会的な問題となると、全国養護施設協議会はそれらの記事を引用しながら、「劣悪な家庭環境にある子ども」（土屋 2016, p.169）にとって「児童養護施設が『避難場所』として位置づけられる」（同上, p.168）として「施設必要論」を主張し、「施設縮小論」と対立していた。つまり、高度経済成長期は、児童養護施設の必要性が問い直された時期であると言える。

一方、この時期の児童養護施設で生活する子どもたちの教育課題に視点を移してみると、教育課題は後景化していると言える。例えば、高校進学率をみると、1970年の調査では、この時期の一般家庭の子どもたちの高校進学率が80%を超えている（文部科学省 2010）の

に対して、児童養護施設のたちの高校進学率は23.3%であった。しかし、「1973年に『養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について』という高校進学を奨励する旨の通達を厚生省が出したことと、1975年に特別育成費の支弁が可能になったことという制度的な要因」（坪井 2011, p.74）によって、高校進学率は徐々に上昇し<sup>(3)</sup>、2000年には高校進学率が82.8%にまで上昇している。以上をまとめると、高度経済成長期に児童養護施設で生活をしている子どもたちの教育権の保障の問題、とりわけ進路保障の課題があるにもかかわらず、具体的な施策に反映され、一定程度まで施設入所児たちの進路保障がなされるには長い時間を要したことがわかる。加えて、現在は高校進学率の上昇が見られるものの、それでもなお、児童養護施設で生活をする子どもたちの高校進学率は全国平均と比べて依然として低い状態のままであると言える。

バブルが崩壊した90年代に入り、「児童虐待」という言葉が社会的に認知され、2000年に児童虐待防止法が制定される過程で、「施設縮小論」と「施設必要論」の対立は解消されていった（土屋 2016）。つまり、児童虐待の注目に相まって、児童養護施設が「その受け皿」として社会的関心（合田 2014, p.14）を集め、役割が拡張変化していったのである。児童虐待の背景には、バブル崩壊による「不況や雇用の不安定化の下で親の労働環境が悪化し、社会的に孤立して心身をやみ、子どもを虐待・放任するに至るほど、追い込まれる状況が増加した」（堀場 2013, p.273）ということが挙げられる。児童虐待が社会問題化するにつれ、被虐待児も多く生活する児童養護施設への注目も高まっていくこととなる。しかし、虐待と児童養護施設が結びつけられた研究は、いかに施設入所児個人を虐待のトラウマから回復させるかといった心理学的・福祉学的な視点のものが中心である（蘇 2014；谷口 2011 など）。したがって、児童養護施設の子どもたちの教育問題が取り上げられることは少なかったと言える。

さらに近年では、「子どもの貧困」が社会問題化し、経済的困難を背景として入所に至るケースも増えている。「子どもの貧困」が注目され始めた2010年代以降の児童養護施設をめぐる教育と福祉をめぐる課題については詳しくは次節で述べていきたい。

本節の議論をまとめると、「児童養護施設の実際的な役割は、社会情勢の変化を背景とする社会要請によって特徴付けられる」（田中 2004, p.32）ことが指摘できる。一方で施設入所児たちの高校進学率が低い状況であったにもかかわらずそれら教育課題は後景に退いていたと言える。

### 3. 教育福祉論からみる児童養護施設の現状

#### 1) 低い教育達成と大学進学率

バブル崩壊後の1990年代以降の日本における福祉国家の揺らぎ（宮本 2015）を背景とした施設退所後の不安定な生活に結びつくとして、徐々にではあるが、施設入所児たちの低い教育達成が児童養護施設に関する研究の議論の俎上に乗せられてきている（高口 1993 年

ど)。とりわけ、2010年代以降の「子どもの貧困」への注目から、貧困や虐待を背景に入所する施設入所児たちの教育権の保障という観点から高校や大学への進学率の問題が再び取り上げられるようになっていく。

前節では、高校進学率の上昇について言及したが、高校進学をしたとしても施設入所児たちの中退率が高いことも報告されている（高口 1993）。「高校への進学が実質的に義務化段階にあり、高卒資格を持たないことは社会的に大きな不利益を被る」（同上, p.72）ことになる今日的状況を鑑みると、施設入所児たちの高校進学率の低さや高い高校中退率は退所後の生活にまで影響を及ぼす大きな問題と言えるだろう。

さらに、大学進学率についてみてみると、高等教育への進学は全国平均との差は大きく、多くの課題があると考えられる。全国児童養護施設協議会（2015）による調査では、2014年度の全高校卒業者の進路のうち、進学が71.2%（大学・短大・専門学校含む）であるのに対し、施設退所者の進学率は24.5%と全国平均の1/3程度であることがわかる。高校卒業後の進学においても施設入所児たちは大きな困難を抱えていることがわかる。

それでは、施設入所児たちの低い高校進学率や高校中退は何を意味するのだろうか。施設入所児たちにとって、高校を進学すること/在籍していることが施設入所を継続できる手段となる。つまり、施設入所児たちは高校に進学できなかったり、中退したりすると、その時点で施設を退所しなければいけない場合が多いのである。「進路保障とは、在園保障」<sup>(3)</sup>（谷口 2011, p.135）なのであるが、低学力の子どもや学校や施設からの援助が必要な子どもほど、進路保障も在園保障も叶えられないという『養護の矛盾』を孕んでいる」（同上, p.135）ことが大きな課題なのである。つまり、家庭を頼ることが難しい施設入所児たちが学校を離れることは施設を離れることを意味する。施設を離れると、子どもたちは一人で生き抜いていかなければならない。しかし、自立の準備が万全にできていない状況での退所は、より多大な困難を伴うことは想像に難くないだろう。以上を踏まえると、教育課題は施設入所児たちの生活を大きく左右していると言える。

このような教育課題に対して児童養護施設はどのような手立てを講じているのだろうか。児童福祉法第44条第2項には、「児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない」とあり、近年では、独自に学習時間を設定したり、学習ボランティアを呼んだりするなどの就学支援を行っている施設も増えてきている。

## 2) 児童養護施設における教育の位置づけ

児童養護施設での学習時間の設定が広まってはいるものの、施設職員は子どもとの信頼関係や子どもの基本的な生活習慣の確立が最優先であるため、学習や進学の支援にまで職員の手が回らない状況（坪井 2013）が指摘されており、さらに子どもたち一人一人に対して学習支援を十分に行えているとは言い難い職員の労働環境が明らかにされている。また、基本的な生活習慣を確立しても、施設の子どもの学習意欲が低い（松本 1987）場合や、

職員が「子どもに宿題を早く行うよう急かすといった『場当たりのな』働きかけを繰り返す」(山口 2013, p.233) ことも少なくなく、施設内は総じて「勉強する雰囲気ではない」(西田 2011, p.78) と言える。

さらに、児童養護施設は施設入所児たちの自立支援を担っているという点に着目した岡田 (2017) は、貧困や社会的排除などの課題解決にあたり、自立支援とも関連しながら教育的役割を担うことが児童養護施設にも強く期待されていることを指摘している。しかし、実際には自立支援のなかでも経済的自立や心理的自立などが優先され、そのような視点からの生活の立て直しに重きが置かれる傾向が依然として強い。そのため、教育的側面から自立支援を考えるという意識が施設職員の間では低いと言える。

以上のことから言えるのは、児童養護施設の教育課題への取り組みは緒に就いたばかりであり、課題も山積しているということである。

教育達成の低さや、児童養護施設における教育課題への取り組みについては依然として課題が残るものの、施設出身者の中にはわずかではあるが、大学まで進学し、高学歴を達成した者もいる。高学歴を達成した要因として長瀬 (2011) は、「進学は可能である」というイメージを持つこと、夢を持てたこと、目指すべき職業モデルや目標の存在、奨学金の利用などを挙げている。しかし、これらは偶発的な出会いや限定的なモデルであることから、依然として施設入所児全体に開かれたものではない。

### 3) 生育環境と一時保護所における教育権の保障をめぐる問題

さらに教育権の保障という点では、児童養護施設の子どもたちの入所以前にも教育権が保障されていたとは言い難い状況がある。入所の過程に沿ってどのような教育課題が考えられるのかを整理していく。

まず、生育家庭においては、教育資源の不足や不利な環境によって低学力が強いられたものであるという指摘がなされている (西田 2011) ことから、教育権の保障が難しかったことが推察される。

続いて、生育家族と離れる形で施設入所児たちは一時保護所で生活することとなる。一時保護所での教育権の保障について、茂木 (2018, p.157) は、一時保護所が広域的に子どもを保護することから多くの場合学校に登校させていないことを挙げ、「子どもの教育を受ける権利の保障として問題になる点」であると指摘している。さらに、「教育方法にスキルのない児童指導員、保育士などの無資格の職員による教科教育であること、日常のプリント学習ばかりの教育方法であること、学ぶ教科がきわめて限定的であること」(同上, p.157) もまた施設入所児たちの教育権の保障をめぐる課題として挙げている。

つまり、施設入所児たちは、児童養護施設入所に至る以前より教育面で課題が残っており、施設入所によってそれらを補うことは難しいことから、学習面での困難が蓄積する形で義務教育終了後における低い教育達成へと帰結すると考えられる。

#### 4. おわりに

本稿では、教育福祉論から児童養護施設で暮らす子どもたちの教育課題について整理してきた。まず、教育福祉論の視点から児童養護施設入所児たちの教育課題の歴史を概観した。施設入所児たちの教育課題は、高校進学率の問題として高度経済成長期以降、問題視されてきているものの教育課題への注目は相対的に低かった（2節）。2010年代以降の子どもの貧困への注目や、社会的排除の観点から、施設入所児たちの教育権をめぐる課題が再び注目されるようになる。現在の教育課題として挙げられるのは、低い教育達成および高い高校中退率、児童養護施設における教育への意識の薄さ、生育環境における教育資源の不足、一時保護所での未就学などである（3節）。これらの課題の解消に向けた制度が今後求められるだろう。

最後に、社会福祉学と教育社会学のそれぞれの考え方を参考に、今後の児童養護施設を対象とした教育社会学的研究の意義について述べておきたい。社会福祉学においては、『『価値』や『倫理』が重要』（児島 2012, p.25）とされており、「社会福祉の方向を定めるものが『価値』であり、価値に基づいて行う支援の『正しさ』や『善さ』の基準となるものが『倫理』である」（同上, p.25）。児童養護施設の現状を扱った研究は、社会福祉学の分野を中心に蓄積が進んできたと言えるが、西田（2011, p.201）は社会福祉学という学問分野の特性として、副田（2008）の指摘を引用しながら、「現状認識が規範的なものになりがちで、問題とされるべき事象について『あってはならないこと』と非難するにとどまり、現状をそのような形で生み出してしまう条件、メカニズムの解明には向かわない」とし、批判的で詳細な現状把握と過程に着目することの必要性に言及している。

一方、教育社会学は、福祉社会学にみられるような価値判断があまり行われてくることなく（倉石 2017）、西田が述べているような現状把握に重点を置きながら研究の蓄積がなされている。児童養護施設を対象とした教育社会学分野における研究も徐々に蓄積が進んできている。例えば蓮尾・鈴木・山川（2012）による研究は示唆に富む。そこでは、学校や教師が「子どもを虐待家庭から分離し、一般には安全と思われ、衣食住が保障された施設に収容したことで、教員は『ひとまず安心』と受け止める傾向」（同上, p.365）があり、『『一般生徒と変わらない入所児』という見方』（同上, p.366）も強いことから、学校生活における課題が見えにくくなっている現状が鋭く指摘されている。さらに、西田（2011）は、社会的排除の視点から、施設退所者へのインタビューを通して施設入所児たちの学校経験に迫り、「家族依存社会」のなかで施設入所児たちが学校では周囲から偏見を伴ったまなざしを向けられていることを明らかにした。

以上のような一連の教育社会学分野における児童養護施設の現状を捉えた研究は、施設入所児たちの抱える多面的な課題を描き出している。その上で、施設入所児たちの課題の解消に向けた政策や制度への示唆を提出している。本稿の議論に引き寄せるならば、施設入所児たちの教育権保障をめぐる現状を捉え、実態に沿った政策や制度へ反映させることが重

要であり、児童養護施設を主題とした研究においても教育社会学的研究の蓄積が今後一層求められる。

#### 〈注〉

- (1) 現在では、「教護施設」は「児童自立支援施設」を指す。
- (2) 児童養護施設は、戦前には「孤児院」と呼ばれ、「第一義的に保護、収容という大きな目的があり、児童の最低限の衣・食・住の確保」（橋本・明柴 2014, p.127）を担う役割があった。1942年には児童福祉法が公布され、「養護施設」という名称がつけられ、公的な児童福祉施設として認可されていった。
- (3) 1988年には私立高校への進学も助成の対象となった（西本 2018）。
- (4) 2011年12月に、厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長より、「児童養護施設等及び里親等の延長措置について」という通知が出された。この通知では、大学・専門学校等への進学、就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等に活用できるとされている。これまでは、中学校卒業後に就職をしたり、高校を中退したりした児童は、措置解除がなされていたが、この通知により、措置の延長が制度上は可能となった。しかし、児童相談所の一時保護所にいる、児童養護施設等への措置を待機している児童の多さや、職員不足から、措置延長に至らない場合も多い。

#### 〈参考文献〉

- 橋本好市・明柴聡史, 2014, 「児童養護施設の小規模化に関する考察と課題 一大舎制から小規模ケアへ」『園田学園女子大学論文集』第48号, pp.147-163.
- 蓮尾直美・鈴木聡・山川将吾, 2012, 「学校組織における被虐待児の発見・対応と社会化をめぐる教師役割の再規定(1) —学校・児童相談所・児童福祉施設による連携の実際を手がかりに—」『三重大学教育学部研究紀要』第63巻, pp.359-369.
- 合田誠, 2014, 「社会的養護の近未来 —児童養護施設の『小規模化』に向けての序説—」『四條畷学園短期大学紀要』第47号, pp.6-11.
- 茂木健司, 2018, 「児童相談所・一時保護改革で問われていることは何か 子どもの現実を権利保障の視点から問う」浅井春夫・黒田邦夫編, 『〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて』明石書店, pp.149-175.
- 堀場純矢, 2013, 『階層性からみた現代日本の児童養護問題』明石書店。
- 市川昭午, 1975, 「現代の教育福祉：教育福祉の経済学」持田栄一・市川昭午編『教育福祉の理論と実際』教育開発研究所。
- 柏木智子, 2017, 「ケアする学校教育への挑戦 —排除に抗するカリキュラム・マネジメント」『子どもの貧困対策と教育支援 —より良い政策・連携・協働のために』明石書店, pp.109-138.

- 倉石一郎, 2017, 「9 『貧困』『ケア』という主題の学問への内部化 —教育社会学における排除/包摂論の生成と残された課題」『教育社会学のフロンティア 1 学問としての展開と課題』岩波書店, pp.189-209.
- , 2018, 『増補新版 包摂と排除の教育学 —マイノリティ研究から教育福祉社会史へ』生活書院。
- 厚生労働省, 2018, 『社会的養育の推進に向けて』  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf> (2019/2/6 アクセス可) .
- 児島亜希子, 2012, 「第1章 教育福祉における哲学と思想 —社会福祉学の視点から—」山野則子・吉田敦彦・山中京子・関川芳孝編『教育福祉学への招待』せせらぎ出版, pp.25-38.
- 小川利夫・高橋正教, 2001, 『教育福祉論入門』光生館。
- 松本伊智朗, 1987, 「養護施設卒園者の『生活構造』 —『貧困』の固定的性格に関する—考察」『北海道大学教育学部紀要』第49巻, pp.43-119.
- 宮本みち子編, 2015, 『すべての若者が生きられる未来を —家族・教育・仕事からの排除に抗して』岩波書店。
- 文部科学省, 2010, 『高等学校教育の現状』  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/09/27/1299178\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/09/27/1299178_01.pdf) (2020/2/1 アクセス可) .
- 長瀬正子 2011 「高学歴達成を可能にした条件 大学等進学者の語りから」西田芳正編, 『児童養護施設と社会的排除 一家族依存社会の臨界—』解放出版社 pp.113-132.
- 西田芳正編, 2011, 『児童養護施設と社会的排除 一家族依存社会の臨界—』解放出版社。
- 西本佳代, 2018, 「子ども社会研究の窓 テーマセッション・1 「子どもと社会的養護」報告 教育学の視点から捉える社会的養護」『子ども社会学研究』第24号, pp.197-212.
- 岡田拓郎, 2017, 「児童養護施設における自立支援の現状と課題」『大阪大学大学院人間科学研究科教育文化学年報』第12号, pp.162-169.
- 蘇珍伊, 2014, 「児童養護施設における被虐待児の問題行動および支援のあり方に関する研究」『現代教育学部紀要』第6号, pp.45-53.
- 副田義也, 2008, 『福祉社会学宣言』岩波書店。
- 園井ゆり, 2013, 『里親制度の家族社会学 —養育家族の可能性—』ミネルヴァ書房。
- 高口明久編, 1993, 『養護施設入園児童の教育と進路-施設・学校生活及び進路形成過程の研究』多賀出版。
- 谷口由希子, 2011, 『児童養護施設の子どものたちの生活過程』明石書店。
- 田中理絵, 2004, 『家族崩壊と子どものスティグマ 一家族崩壊後の子どもの社会化研究—』九州大学出版会。
- 坪井瞳, 2011, 「児童養護施設の子どもの高校進学問題 —非進学者の動向に着目して

- 一」『大妻女子大学家政系研究紀要』第47号, pp.71-77.
- , 2013, 「児童養護施設における「学習」—支援者への調査から—」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』第65巻, 日本教育社会学会, pp.234-235.
- 土屋敦, 2014, 『はじき出された子どもたち: 社会的養護児童と『家庭』概念の歴史社会学』勁草書房。
- , 2016, 「第4章『施設養護』での育児規範の『理想形の上昇』—一九六〇年代後半から七〇年代前半を中心に」野辺陽子ほか『<ハイブリッドな親子>の社会学』青弓社, pp.142-173.
- 山口季音, 2013, 「児童養護施設における子どもの学習環境」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』第65巻, pp.232-233.
- 全国児童養護施設協議会, 2015, 『全国児童養護施設調査 2015 社会的自立に向けた支援に関する調査 -施設職員アンケート-』  
[https://www.b4s.jp/\\_wpcontent/uploads/2015/12/e51d6758a7a9a455776faec103127ae3.pdf](https://www.b4s.jp/_wpcontent/uploads/2015/12/e51d6758a7a9a455776faec103127ae3.pdf) (2018/7/28 アクセス可) .